

○八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要
綱

制定 令和 8年 3月31日告示第 97号

(趣旨)

第1条 この要綱は、八千代市犯罪被害者等支援条例（令和8年八千代市条例第2号。以下「条例」という。）第21条の規定により市長が別に定めるものとして委任された事項のうち、条例第9条に規定する見舞金その他の金銭的支援に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為その他日本国における刑罰法令に規定する行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為（同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為を除く。）を含み、過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 性犯罪 犯罪のうち、刑法第177条、第179条及び第241条並びにこれらの罪（同法第179条第1項の罪を除く。）の未遂罪をいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪又は性犯罪の被害を受けた者であつて、当該犯罪又は性犯罪による被害が警察等への照会等により客観的に確認できるものをいう。
- (4) 重傷病 1月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (5) 市民 条例第2条第3号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず市の住民基本台帳に記録されていないが市内に居住する者をいう。
- (6) 家族等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同

様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナー(犯罪被害者とともに市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づき証明書若しくは証明カードの交付を受けた者又は他の地方公共団体において同様の制度に基づき証明書等の交付を受けた者をいう。以下同じ。)

イ 犯罪被害者の2親等以内の親族(子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある場合を含む。)

(7) 遺族等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者又はパートナー

イ 犯罪により死亡した犯罪被害者の2親等以内の親族(子については、養子縁組の届出をしていないが、事実上の養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

(8) 犯罪被害者等 犯罪被害者並びにその家族等及び遺族等をいう。

(遺族見舞金の支給)

第3条 市長は、犯罪の発生時において市民であった犯罪被害者の死亡時において市民であった遺族等(第5条に規定する重傷病見舞金の支給後に死亡した犯罪被害者の遺族等を含む。)のうち第1順位者(次条の規定により遺族見舞金の支給対象者のうちで最も順位の高い者をいう。以下同じ。)に対し、遺族見舞金を支給する。

2 第1順位者となる遺族等が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

3 遺族見舞金の額は、300,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、重傷病見舞金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪に起因して死亡した場合は、同項に規定する遺族見舞金の額からその支給を受けた重傷病見舞金の額を控除して得た額を遺族見舞金の額とする。

(遺族見舞金の支給対象者)

第4条 遺族見舞金を受けることができる遺族等は、次に掲げる者とする。

(1) 配偶者又はパートナー

(2) 犯罪被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- (3) 前号に該当しない子，父母，孫，祖父母及び兄弟姉妹
- 2 犯罪被害者の死亡当時胎児であった子が出生した場合における前項の規定の適用については，その子は，その子の母が犯罪被害者の死亡時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と，その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金を受けるべき遺族等の順位は，第1項各号の順序とし，同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては，それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において，父母については，養父母を先にし，実父母を後にする。
- 4 次に掲げる者は，遺族見舞金を受けることができる遺族等としない。
- (1) 犯罪被害者を故意に死亡させた者
- (2) 犯罪被害者の死亡前に，当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金を受けることができる先順位又は同順位の遺族等となるべき者を故意に死亡させた者
- (3) 遺族見舞金を受けることができる先順位又は同順位の遺族等を故意に死亡させた者
- (重傷病見舞金の支給)

第5条 市長は，犯罪により重傷病を負った犯罪被害者（当該犯罪の発生時に市民であつた者に限る。）に対し，重傷病見舞金を支給する。ただし，重傷病見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者が当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪につき既に性犯罪被害見舞金の支給を受けている場合は，重傷病見舞金は，支給しない。

- 2 重傷病見舞金の額は，次の各号に掲げる場合の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 加療を要する期間が1月以上3月未満である場合 50,000円
- (2) 加療を要する期間が3月以上である場合 100,000円
- (性犯罪被害見舞金の支給)

第6条 市長は，性犯罪の被害を受けた犯罪被害者（当該性犯罪の発生時に市民であつた者に限る。）に対し，性犯罪被害見舞金として100,000円を支給する。ただし，性犯罪被害見舞金の支給を受けようとする犯罪被害者

が当該性犯罪被害見舞金の支給に係る犯罪につき既に重傷病見舞金の支給を受けている場合は、性犯罪被害見舞金は、支給しない。

(家事支援の費用の支援)

第7条 市長は、犯罪の被害により日常生活を営むことに支障が生じていると認められる市民であって第3条から前条までの規定による遺族見舞金、重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金（以下これらを「見舞金」と総称する。）の支給対象者に該当する者（以下「見舞金支給対象者」という。）が、家事支援に係るサービス（第9条の規定による支援金の対象となるサービスを除く。）を利用する必要を生じたときは、50,000円を支援金として支給する。

(一時保育等支援金)

第8条 市長は、犯罪の被害によりその監護する子（12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る。）の家庭での保育が困難となったと認められる見舞金支給対象者がその監護する子の一時保育又は一時預かりに係るサービスを利用する必要を生じたときは、その監護する子1人当たり70,000円を支援金として支給する。

(配食支援金)

第9条 市長は、犯罪の被害により食事の用意が困難となったと認められる見舞金支給対象者であって次の各号のいずれかに該当する者が配食に係るサービス等を利用する必要を生じたときは、1人当たり30,000円を支援金として支給する。

- (1) 遺族見舞金の支給対象者（犯罪の被害の発生時に当該犯罪により死亡した犯罪被害者と同居していた者に限る。）
- (2) 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給対象者
- (3) 前号に掲げる者の家族等（犯罪の被害の発生時に当該犯罪に係る犯罪被害者と同居していた者に限る。）

(転居支援金)

第10条 市長は、犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等が次の各号のいずれかに該当する場合において新たな住居に転居するとき（転居する者が未成年者である場合は、当該転居についてその者の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。

)の同意を得ているときに限る。)は、当該転居に要する費用を支援金として支給する。

- (1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった場合
- (2) 犯罪により住居が滅失し、又は著しく損壊したために当該住居に居住することが困難となった場合
- (3) 条例第2条第6号に規定する二次的被害又は同条第7号に規定する再被害を受け、若しくはこれらを受けるおそれのある場合
- (4) 犯罪により受けた負傷、疾病、障害、死亡等の被害により従前の住居では従来の生活を維持することが困難となった場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める場合

2 前項の犯罪の被害により市内に所在する従前の住居に居住することが困難となったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者の遺族等であって、当該犯罪の発生時に市内で当該犯罪被害者と同居していた者
- (2) 犯罪により重傷病を負った犯罪被害者であって、当該犯罪の発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪の被害を受けた犯罪被害者であって、当該性犯罪の発生時に市民であった者
- (4) 犯罪のうち、刑法第108条、第111条第1項及び第117条第1項の罪に当たる行為による犯罪の被害（これらの犯罪による被害が死亡又は重傷病である場合を除く。）を受けた者であって、これらの犯罪の発生時に市民であった者

3 第1項の支援金の額は200,000円とし、支給の回数は1の犯罪の被害につき1回とする。

(見舞金等の支給の制限)

第11条 市長は、次に掲げる場合は、この要綱による見舞金及び支援金（以下「見舞金等」という。）の支給を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者等が犯罪を誘発した場合

- (2) 犯罪被害者等に犯罪に関連する不正な行為その他犯罪の発生につきその責めに帰すべき行為があった場合
 - (3) 犯罪被害者等がこの要綱により見舞金等の支給の申請を行おうとするのに係る犯罪（以下この条において「原因となる犯罪」という。）の被害に関し、他の地方公共団体から同種の支援を受けている場合
 - (4) 原因となる犯罪の被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び事実上の養子関係並びにパートナーの関係を含む。）がある場合（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合を除く。）で、見舞金等の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるとき。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
 - (5) 犯罪被害者等が八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有している者である場合
 - (6) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の被害状況、原因となる犯罪、加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金等の支給を行うことが社会通念上適切でないと市長が認める場合
- 2 市長は、代理人が第14条の規定による申請を行った場合は、当該代理人を含め、前項各号に掲げる支給の制限の事由の有無を判断することができる。

（見舞金の申請）

第12条 見舞金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、八千代市犯罪被害者等見舞金支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に、申請の内容に応じ必要となる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 遺族見舞金の支給の申請の際に前項に規定する申請書及び申告書に添えて提出する書類は、次のとおりとする。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し
- (2) 申請者が犯罪の発生時において市民であることを証明する書類

- (3) 申請者の氏名及び生年月日並びに犯罪被害者との続柄が明らかとなる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - (4) 申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが犯罪被害者の死亡時において事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めるに足りる書類
 - (5) 申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位者であることを証明することができる書類
 - (6) 申請を行う者が犯罪被害者の死亡の当時その収入によって生計を維持していた者であるときは、犯罪の発生時に当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
 - (7) 第1順位者となる遺族等が2人以上あるときは、八千代市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（第3号様式）
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 3 重傷病見舞金又は性犯罪被害見舞金の支給の申請の際に第1項に規定する申請書及び申告書に添えて提出する書類は、次のとおりとする。
- (1) 重傷病を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書の写しその他の証明書
 - (2) 申請者が犯罪の発生時において市民であることを証明する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- （支援金の申請）

第13条 第7条から第10条までの規定による各支援金の支給を受けようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、八千代市犯罪被害者等支援金支給申請書（第4号様式）に、申請者が各支援金の支給を受けることが必要であることを認めることができる書類その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（代理人による申請）

第14条 第12条の規定による見舞金の申請及び前条の規定による支援金の申請は、申請を行う者が未成年者である場合又はやむを得ない事情によりこれらの規定により本人が申請できない場合は、申請を行う本人に代わり、代理人が申請することができる。

2 前項の規定により代理人が申請するときは、第12条第2項及び第3項並びに前条に規定する申請に必要な添付書類に加え、代理人であることを証明する書類（法定代理人にあつては代理人の氏名及び生年月日並びに本人との続柄が明らかとなる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書、任意代理人にあつては委任状）及び誓約書を提出しなければならない。

（申請の期限）

第15条 見舞金等の支給の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 見舞金及び支援金（次号に掲げるものを除く。）に係る支給の申請

次のアからエまでに掲げる区分に応じ、当該アからエまでに掲げる日

ア イからエまで以外の場合 見舞金等の支給の申請を行おうとする者が
犯罪被害者に係る犯罪の被害を知った日

イ 犯罪被害者が犯罪により死亡した場合 見舞金等の支給の申請を行
おうとする者が当該犯罪被害者の死亡の事実を知った日

ウ 犯罪被害者が重傷病を負った者である場合 当該犯罪被害者が重傷病
の状態にあると医師が診断した日

エ 犯罪の被害が自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関す
る法律（平成25年法律第86号）第2条各号の行為によるものである
場合 市長が別に定める日

(2) 第10条に規定する転居支援金の支給の申請 転居をしなければなら
ない事由が発生した日

（支給の決定）

第16条 市長は、第12条及び第13条の規定による申請（これらの申請に
ついて第14条の規定により行われる代理人による申請を含む。）があつた
場合は、速やかに必要な審査を行い、見舞金等の支給の可否を決定し、八
千代市犯罪被害者等見舞金等支給可否決定通知書（第5号様式）により、支給
の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、支給の申請を行った者その他の関係者に対し、
その申請にかかる状況等について調査をすることができる。この場合におい

て、市長は、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

3 前項の規定は、見舞金等の支給後においても適用するものとする。

(支給決定の取消し)

第17条 市長は、前条の規定により見舞金等の支給を決定する通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金等の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支給の決定を受けたとき。

(2) 第11条の規定に該当することが判明したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、見舞金等の支給を決定して犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと市長が認めるとき。

(見舞金等の返還)

第18条 市長は、前条の規定により見舞金等の支給の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に見舞金等が交付されているときは、期限を定めて、八千代市犯罪被害者等見舞金等返還命令書（第6号様式）により支給した見舞金等の全部又は一部に相当する額の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により市長が見舞金等の返還を命じたときは、当該見舞金等の支給を受けた者は、市長が定める日までに見舞金等を返還しなければならない。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪の被害について適用する。

第1号様式（第12条第1項）

八千代市犯罪被害者等見舞金支給申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

（申請者）氏 名

電 話

八千代市犯罪被害者等見舞金の支給を受けたいので、八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要綱第12条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 犯罪被害の状況

別添の犯罪被害申告書（第2号様式）のとおり。

2 支給を受けたい犯罪被害者等見舞金の種類

遺族見舞金

重傷病見舞金

（ 加療を要する期間が1月以上3月未満 加療を要する期間が3月以上）

性犯罪被害見舞金

3 申請者と犯罪被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 パートナー

4 過去に八千代市から犯罪被害者等に係る見舞金の支給を受けた場合は、その見舞金をチェックしてください。

遺族見舞金

重傷病見舞金

(加療を要する期間が1月以上3月未満 加療を要する期間が3月以上)

性犯罪被害見舞金

5 見舞金の返還

見舞金の支給後に当該見舞金の支給を受ける資格がないと判明した場合は、八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要綱第18条第2項の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還いたします。

はい

6 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関			
支店			
口座名義 (カタカナ)			
口座種別	普通・当座・その他	口座番号	

7 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人の生年月日	
代理人の住所	
代理人の電話番号	

第2号様式（第12条第1項）

犯罪被害申告書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住所
（申告者）氏名

1 被害の概要

ふりがな		
被害者の氏名		
被害者の生年月日	年	月 日
被害者の住所		
被害が発生した日	年	月 日
被害を知った日	年	月 日
被害を受けた場所		
犯罪被害にかかる罪名 （判明している場合）		
犯罪被害の概要		
事件捜査担当警察署等	都道府県名	
	警察署名	
	事件受理年 月日	
	事件受理番 号	

2 支給除外事由の確認

以下のとおり、支給除外事由に該当しないことを全て確認しました。

- 見舞金等の支給の申請を行おうとするのに係る犯罪（以下「犯罪」といいます。）が、被害者自身並びにその家族等及び遺族等（以下「被害者等」といいます。）が自ら誘発させたものではありません。
- 被害者等に、犯罪に関連する不正な行為その他犯罪の発生につきその責めに帰すべき行為はありません。
- 被害者等は、犯罪の被害に関し、他の地方公共団体から同種の支援を受けていません。
- 犯罪の被害者と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係及び事実上の養子関係並びにパートナーの関係を含まず。）がある場合（婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他の当該親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合又はこれと同視することが相当と認められる事情がある場合を除きます。）で、見舞金等の支給を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれがあると認められるときには当たりません。
- 被害者等は、八千代市暴力団排除条例（平成24年八千代市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有している者ではありません。
- その他、見舞金の支給を行うことが社会通念上適切でない場合には当たりません。

※ 重傷病見舞金及び性犯罪被害見舞金の場合は、犯罪被害者本人についてのみの確認となります。

3 情報提供の同意

次の項目にチェックをしてください。

- 私は、見舞金の支給に必要な警察等関係機関が保有する犯罪被害者等の個人情報について、八千代市（八千代市が指名する者を含む。）が収集し、提供を受けることに同意します。

第3号様式（第12条第2項第7号）

八千代市犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

（代表者）氏 名

電 話

私は、遺族見舞金の支給対象者である第1順位者を代表し、遺族見舞金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位者以外に新たに第1順位となる者が判明した場合は、代表者の責任において解決いたします。

記

私は、上記代表者が遺族見舞金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の第1 順位者の氏名（署名）	犯罪被害者 との続柄	住所	連絡先

第1順位者のうち上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者、所在不明等）について、下記のとおり申出します。

第1順位者の氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

第4号様式（第13条）

八千代市犯罪被害者等支援金支給申請書

年 月 日

（宛先） 八千代市長

住 所

（申請者）氏 名

電 話

八千代市犯罪被害者等支援金の支給を受けたいので、八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要綱第13条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請内容

- 家事支援金 一時保育等支援金 子____人
配食支援金 ____人 転居支援金

2 支給要件

以下の見舞金の支給要件に該当します。

- 遺族見舞金 重傷病見舞金 性犯罪被害見舞金

3 過去に八千代市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、その支援金をチェックしてください。

- 家事支援金 一時保育等支援金 配食支援金

4 支援金の返還

支援金の支給後に当該支援金の支給を受ける資格がないと判明した場合は、八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要綱第18条第2項の規定に基づき、既に支給を受けた支援金を速やかに返還いたします。

- はい

5 振込先（申請者名義の口座に限る）

金融機関			
支店			
口座名義 (カタカナ)			
口座種別	普通・当座・その他	口座番号	

6 代理申請（代理申請を行わない場合は，記載不要）

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人の生年月日	
代理人の住所	
代理人の電話番号	

第5号様式（第16条第1項）

八千代市犯罪被害者等見舞金等支給可否決定通知書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付で申請のあった八千代市犯罪被害者等の支援に係る金銭（遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金・各種支援金）の支給について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 支給します。

支給決定額 円

（内訳）

支援金区分	金額
遺族見舞金	円
重傷病見舞金	円
性犯罪被害見舞金	円
家事支援金	円
一時保育等支援金	円
配食支援金	円
転居支援金	円

2 支給しません。

理由

第6号様式（第18条第1項）

八千代市犯罪被害者等見舞金等返還命令書

年 月 日

様

八千代市長



年 月 日付 号により支給決定のあった八千代市犯罪被害者等の支援に係る金銭（遺族見舞金・重傷病見舞金・性犯罪被害見舞金・各種支援金）について、八千代市犯罪被害者等支援に係る見舞金及び支援金の支給等に関する要綱第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

見舞金等の支給決定額	円
見舞金等の既支給額	円
返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	
返還方法	